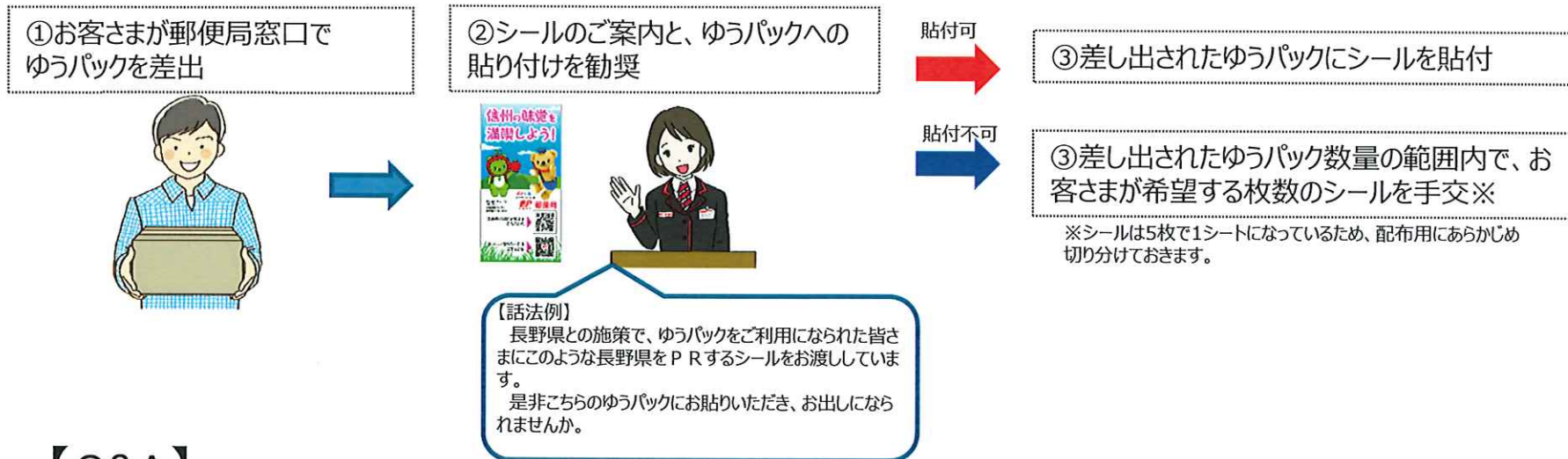


## 長野県の魅力発信シール活用フロー

### ・窓口引受



### 【Q&A】

No	Q	A
1	ゆうパック以外の商品をご利用のお客さまからシールを求められた場合、お渡ししてもよいか。	配布の対象はゆうパックを差し出されたお客さまになりますので、他商品のご利用や、シールのみお求めのお客さまには配布は行えません。
2	シールには、「信州の味覚を満喫しよう!」となっているが、食品以外を内容品としたゆうパックも対象となるのか。	内容品に限らず、期間中に差し出されたすべてのゆうパックが対象となります。
3	シールを貼付する箇所に指定はあるのか。	特に指定はありませんが、可能な限り受取人様の目に留まりやすい箇所に貼付します。
4	シールがなくなったらどうすればいいか。	部会内で調整してください。 部会内で調整がつかない場合は支社あてに請求をお願いします。
5	期間終了後のシールの取り扱いはどうすればよいか。	別途お知らせします。

# 信州の味覚を満喫しよう!



ぼすくま  
©JAPAN POST Co. Ltd.

長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

JP POST 郵便局

長野県に関する情報は  
こちらから ▶



おいしい信州ふーどは  
こちらから ▶



サイズは名刺大